

安城市障害支援区分認定調査員募集要項

1 採用人員・資格要件等

採用予定人員	資 格 要 件（職 種 等）
1 名	＊調査訪問業務があるため、普通自動車運転免許を取得していること ＊調査票作成に伴い、簡単なパソコン操作（エクセル等）ができること ＊上記のほか、次のいずれかに該当する方 （１）障害者支援施設、介護施設などにおいて実務経験が通算 3 年以上ある方 （２）介護支援専門員、介護福祉士、准看護師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士などの資格を有している方

2 勤 務 内 容

- （１） 障害児通所給付支給決定及び障害支援区分認定申請に係る利用者等と面談し、日常生活動作の状況、障害の状況の把握、その他必要な調査を行うこと。
- （２） 障害支援区分認定に係る調査票、かかりつけ医師の意見書その他障害支援区分認定審査会の審査判定に必要な書類の作成及び整理を行うこと。
- （３） 障害児通所給付支給決定に係る調査票の作成及び書類の整理を行うこと。

3 勤 務 条 件 等

賃 金	勤 務 条 件 等	年 次 休 暇	備 考
時給1,370円 ただし、 研修期間中は 時給1,030円 ※掲載している金額は法令等の改正により変更となる場合があります。	週 3 日以上、原則として、 午前 1 0 時から午後 4 時まで 勤務（休憩 1 時間を含む）。 ただし、任務の遂行上 必要な場合は、午後 4 時以降の時間帯においても勤務をお願いする場合があります。	勤務日数により定める	期末手当あり、通勤 距離によって通勤費用弁償あり

- ＊ 勤務場所について、事務手続きは市役所で行うが、調査は市役所のほか対象者の自宅あるいは障害者支援施設等に訪問して行う。
- ＊ 調査等に係る交通手段は、原則公用車で行うが、場合によっては自己の所有する車両等で実施する。自己の所有する車両については、自動車任意保険（対人損害賠償保険に関し 1 億円以上、対物損害賠償保険に関し 5 0 0 万円以上）に加入していること。
- ＊ 身分は、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する「会計年度任用職員」となります。
- ＊ その他に関しては、安城市の定める条例・規則等による。

4 採用選考

【募集期間】

随時

【選考】

実施内容：面接

＊実施日は応募時に設定

【発表】

随時

5 採用

【採用】

令和5年10月1日以降、随時

【任期】

令和6年3月31日まで。以降1年毎に任用の可能性あり

6 採用申込

【提出書類】

- (1) 採用申込書（障害福祉課障害福祉係、同課ホームページで配布します。）
- (2) 資格免許証の写し

【申込受付期間】

午前8時30分～午後5時15分

ただし、安城市役所休業日を除く。

【申込受付場所】

安城市役所 障害福祉課障害福祉係（北庁舎1階38番窓口）

7 その他注意事項

- (1) 結果は、採用、不採用に関わらず、ご本人あてに通知します。
- (2) 提出書類は一切お返しいたしません。
- (3) 採用後愛知県主催の調査員研修に出席していただきます。
- (4) 職務適性を見るため、採用後2か月間は研修を行います。

お問い合わせ先

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市役所 障害福祉課障害福祉係（北庁舎38番窓口）

電話 0566-71-2225（直通） FAX 0566-74-6789